

令和6年度集团指導

(福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

R6.10.1

調布市福祉健康部高齢者支援室

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

省令・告示・通知改正

- 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

※ 福祉用具専門相談員が実施

<貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

<販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入

<対象の福祉用具>

固定用スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さな段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く

歩行器

貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除く

歩行補助杖

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る

貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス

＜選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員
又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う＞

- ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・ 利用者の選択に当たって必要な情報提供（メリット、デメリット等）
- ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案

福祉用具専門相談員の役割

- ・ 貸与しようとする商品の特徴や価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明し、かつ機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示
- ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーに交付
- ・ 当該計画書には実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を明記
- ・ 計画作成後にモニタリング行い、その結果を記録し、ケアプランを作成した居宅支援事業所に報告
- ・ モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該計画の変更を行う
(CMと連携して)

貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等

<貸与後>

*福祉用具専門相談員が実施

- ・利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討

<販売後>

- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・利用者等からの要請等に応じて、使用状況を確認し、必要な場合に使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供

モニタリング実施時期の明確化（貸与のみ）

- ・福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない
- ・モニタリング結果の記録は介護支援専門員へ報告し交付
- ・福祉用具専門相談員はモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与の変更を行うものとする

福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会

<安全利用の促進>

- ・福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」「利用安全の手引き」の活用促進
- ・福祉用具の事故、ヒヤリハット情報に関するインターネット上での公表 等

<サービスの質の向上>

- ・福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
- ・福祉用具専門相談員に対する研修機会、PDCAの適切な実践に関する周知徹底 等

<給付の適正化>

- ・「介護保険における福祉用具の選定基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点からの見直し）
- ・自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアル作成 等

減算に係る項目

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の99%で算定 (2027.4.1~)
- ・ 業務継続計画未策定減算 所定単位数の99%で算定 (2025.4.1~)

- ・ 身体的拘束等の適正化の推進

<運営基準に以下を規定する>

利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。

身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

よくある質問

Q. 複数の特定福祉用具購入はできますか

A. 利用者の状態・状況を個別に判断する必要があります。ケアマネジャーと相談し、特に福祉用具の必要性・妥当性をケアプランに位置付けるとともに、サービス担当者会議で多職種による検討をお願いします。

Q. 選択制の福祉用具購入について参考となる通知はありますか

A. 介護保険最新情報Vol.1245や1261など参照ください。

介護保険サービスの利用の流れ

- ・ 介護保険サービスの利用はケアプランに位置付けられ、サービス担当者会議で福祉用具の貸与や購入の妥当性を検討してからサービスの開始となります。
- ・ サービスを利用することで利用者の今、できることを損なわないよう、自立支援を視点に重度化の防止になるようみんなで検討します。
- ・ アセスメントとの整合性についても併せて確認します。
- ・ 長期目標や短期目標をどこまで達成できたのか、機種はこのままでよいのかなど本人を交えて話し合い、モニタリングを行って福祉用具の貸与の必要性・妥当性を再確認してください。

終わり

～～受講完了の報告をお願いいたします～～